

(1)地域密着型通所介護の利用料

【基本部分:地域密着型通所介護費】

所要時間 (1回あたり)	利用者の 要介護度	通所介護費	
		基本利用料 ※(注1)参照	利用者負担金(自己負担1割の場合) ※(注2)参照
3時間以上 4時間未満	要介護1	4,070円	407円
	要介護2	4,660円	466円
	要介護3	5,270円	527円
	要介護4	5,860円	586円
	要介護5	6,470円	647円
4時間以上 5時間未満	要介護1	4,260円	426円
	要介護2	4,880円	488円
	要介護3	5,520円	552円
	要介護4	6,140円	614円
	要介護5	6,780円	678円
5時間以上 6時間未満	要介護1	6,410円	641円
	要介護2	7,570円	757円
	要介護3	8,740円	874円
	要介護4	9,900円	990円
	要介護5	11,070円	1,107円
6時間以上 7時間未満	要介護1	6,620円	662円
	要介護2	7,820円	782円
	要介護3	9,030円	903円
	要介護4	10,230円	1,023円
	要介護5	11,440円	1,144円
7時間以上 8時間未満	要介護1	7,350円	735円
	要介護2	8,680円	868円
	要介護3	10,060円	1,006円
	要介護4	11,440円	1,144円
	要介護5	12,810円	1,281円
8時間以上 9時間未満	要介護1	7,640円	764円
	要介護2	9,030円	903円

	要介護3	10,460円	1,046円
	要介護4	11,900円	1,190円
	要介護5	13,320円	1,332円

(注1)上記の基本利用料は、厚生労働大臣が告示で定める金額であり、これが改定された場合は、これら基本利用料も自動的に改訂されます。なお、その場合は、事前に新しい基本利用料を書面でお知らせします。

(注2)上記本文にも記載のとおり、介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用する場合は、超えた額の全額をご負担いただくこととなりますのでご注意ください。

【加算】

以下の要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算されます。

加算の種類	加算の要件	加算額	
		基本利用料	利用者負担金 (自己負担1割の場合)
延長加算	所要時間が9時間以上10時間未満の場合	500円	50円
入浴介助加算	利用者の入浴介助を行った場合 (1日につき)	500円	50円
認知症加算	当該加算の体制・人材要件を満たし、日常生活に支障を来すおそれのある症状又は行動が認められることから介護を必要とする認知症の者に対して指定通所介護を行った場合 (1日につき)	600円	60円
サービス提供体制強化加算(I)イ	当該加算の体制・人材要件を満たす場合	180円	18円
介護職員処遇改善加算 I	当該加算の算定要件を満たす場合※(注3)	1月の利用料金 (基本部分＋各種加算減算) の5.9%	左記額の1割

(注3)当該加算は区分支給限度額の算定対象からは除かれます。

【減算】

以下の要件を満たす場合、上記の基本部分から以下の料金が減算されます。

減算の種類	減算の要件	減算額	
		基本利用料	利用者負担金 (自己負担1割の場合)
事業所と同一建物に居住する利用者へのサービス提供減算	当該減算の要件に該当した場合 (1日につき)	940円	94円
送迎を行わない場合の減算	利用者に対して、その居宅と指定地域密着型通所介護事業所との間の送迎を行わない場合 (片道につき)	470円	47円